

軽自動車税（種別割）減免申請書（公益減免・構造減免用）

令和 年 月 日

丹波篠山市長あて

申請者 住所 _____

(納税義務者) 氏名 _____

個人番号又は

法人番号 _____

電話番号 _____

丹波篠山市税条例第89条及び90条の規定により、下記のとおり申請します。

使用者	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
所有者	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
主たる定置場		<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> その他
種別	※	
用途	※	
車名	※	
総排気量又は定格出力	※	
車両・標識番号	※	
税額	円	
減免を必要とする理由	使用目的（該当する法律の規定及び軽自動車の利用内容を記載下さい）	

【申請時必要書類】

[公益減免・構造減免共通] 自動車検査票（車検証）の写し

[公益減免] 減免を必要とする事由を証明する書類（自動車検査票（車検証）の写し
（団体・法人にあっては定款、規約、指定通知書等の写し）

[構造減免] 車体内部の写真（ナンバープレートも写っていること）

(注1) この申請書は、納期限日までに提出してください。(期限を経過すると減免できません。)

(注2) 減免後、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を申告して下さい。

(注3) ※箇所については、検査証の写しの添付により省略可能です。

公益減免は次の場合に該当します。軽自動車の利用目的を確認して、内容に相違がないように申請してください。

減免対象となる軽自動車の範囲	注意点
<p>1号 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定により認定を受けた公益社団法人等が所有者又は使用者である軽自動車等で当該法人が直接公益事業に供するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、財産目録等から法人の事業に沿って利用しているか確認して下さい。 ・他に貸し付けている場合は該当しません。
<p>2号 社会福祉法人が所有者又は使用者である軽自動車等で当該法人が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を実施するため専ら送迎の用又は物資の輸送に供するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第2条に掲げる第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業の内、利用する該当事業を明記下さい。 ・法人の職員が使用、訪問用に利用する場合は該当しません。
<p>3号 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に定める市町村社会福祉協議会が所有者又は使用者である軽自動車等で、その本来の事業に供するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車等の利用目的等を確認して申請して下さい。
<p>4号 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条により認証を受けた特定非営利活動法人が所有者又は使用者である軽自動車税等で定款に定める公益目的の事業に専ら供するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人の認定がない場合は該当しません。申請書に認証の写しを添付下さい。 ・公益目的は2号に掲げる社会福祉事業等が該当します。
<p>5号 篠山市が過半を出資する法人が所有者又は使用者である軽自動車等で、専ら法人の事業に供するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、出資明細書、法人の事業計画書等等の資料を添付下さい。
<p>6号 道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関が所有者または使用者である軽自動車等のうち初心運転者講習に使用するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的講習に利用する軽自動車等は該当しません。講習専用として使用するものに限ります。
<p>7号 国又は地方公共団体に、公用又は公共の用に供するため無償で貸し付けている軽自動車等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用貸借契約等、使用目的が判る資料を添付して下さい。
<p>8号 国、県又は市から補助を受け組織し、若しくは補助により運営される団体が、その事業の目的に利用し特に市長が減免の必要があると認める軽自動車等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の決算書等事業費等の内容が判る書類を添付して下さい。 ・任意団体の場合、代表者名義の軽自動車等も対象としますが、その場合団体の事業に利用していることが判る資料を添付下さい。